「特段厳しいとは思わないが、薬事法下の規制を海外から見たときに、複雑であり、わかりにくいと感じる部分はあるのかもしれない。国内では動物用医薬品等製造販売管理者講習会等で薬事関係業界に説明をする機会を持っている。ご不明の点があればお気軽に問い合わせていただきたい。」と回答したが、日本の薬事法上の規制制度については、医薬品等の製造のグローバル化に対応するべく、国外に対してもより一層の情報周知が必要であることが感じられた。

(2) NVRQS内で薬事関係部署の職員を対象としたセミナーにおける講演

シンポジウムの翌日、NVRAQSの会議室にて、NVRQS内の薬事関係部署の職員を対象に、動物医薬品検査所の紹介を中心とした日本での動物用医薬品に係る薬事行政の概要について、30分程度プレゼンテーションを行った。

(3) NVRQS見学

5月22日及び5月23日のスケジュールの合間を見ながら、コンタクトパーソンであったDr. Kimの案内で、NVRQSの施設を見学させていただいた。本研究所についてはウェブサイトがあるので、組織や業務内容の詳細についてはそちらも参照されたい。

(http://www.nvrqs.go.kr/Japanese/)

NVRQSは、日本の動物衛生研究所、動物検疫所、動物医薬品検査所を統合したような組織立てになっている。そのうち動物医薬品検査所にあたる部署は職員が15名程度、ラボのテクニシャンが若干名いるとのことであった。ラボ部門は、細菌製剤セクション、ウイルス製剤セクション室、一般薬セクション、抗生物質セクションの4つのセクションがあり、それぞれで国家検定・検査を行っているとのことである。このほか査察や承認を行う部署がある。

訪問した時点では韓国全土でのHPAIの発生により、NVRQSの診断サービスの部門が大量の検体を処理しているという緊急事態であったため、薬事関係にあたる部門やその他の部門からも応援の人を出しているとのことであった。

動物衛生研究所にあたる部門は研究職が主体であるとのことで、動物検疫所にあたる部門や動物医薬品検査所にあたる部門は全員獣医職かその他の行政職員とのことであった。

韓国政府関係者からは非常な歓迎を受け、暖かいもてなしを受けた。ここに感謝の意を表したい。また、当所から韓国NVRQSを訪問した職員は当方が初めてだったこともあり、プレゼンテーションの質疑応答や懇親会の席等で、日本の薬事行政制度や当所の業務について数多くの質問を受けた。韓国は日本の隣国として防疫上密接なつながりのある国でもある。今後の両国動物薬事関係部門のより良い関係構築を祈念したい。

NVRQSの本館（韓国安養市内）

まったく人気のない韓国安養市内サムゲタンのレストラン。当時は、全国的に発生したトリインフルエンザの影響で、鶏肉・鶏料理が敬遠されていた。